

サーキュラー都市・薩摩川内市プランディング市場性調査業務委託仕様書

1. 業務の名称

サーキュラー都市・薩摩川内市プランディング市場性調査業務

2. 業務の目的

本市は、令和3年6月「薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言」を行い、SDGsの達成とカーボンニュートラルの達成のためには、産業分野、市民生活など、あらゆる分野において技術革新や変革を起こし、「サーキュラー都市・薩摩川内市」を実現することが不可欠であり、市民・事業者、地域、学校など、あらゆる関係者と連携しながら「SDGsチャレンジ」を合言葉に、社会、環境、経済の三側面の統合的な取組を展開しているところである。

人・モノ・経済・情報の循環が促進されるまちとして、本市市民や進学・就職等で遠方に転出された方が、故郷薩摩川内市はこういうまちと誇れるような「サーキュラー都市・薩摩川内市」としてのプランディングを行うための調査及び戦略の構築をめざす。

また、市外からの来訪意向の向上、さらに他自治体との差別化をもたらすよう、具体的な事業実施について幅広く提案を受けるものである。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月28日（金）まで

4. 委託業務の内容

業務の実施にあたっては、以下の各項目について本市と協議の上実施することとする。

（1）基礎調査業務

- ア 本市のプランディングにおける現状把握、課題及び目的の明確化
- イ 他自治体等と比較した本市の特徴の調査・分析等（市場性調査、ヒアリング等）

（2）ブランド戦略構築業務

- （1）で調査・分析等を行った内容に基づき、ブランド戦略の骨格を構築する。
 - ア ブランドターゲットの設定
 - イ ブランドイメージの設定・言語化
- なお、ア、イを踏まえたアクションプラン（案）（具体的な手法、ロードマップ等）の提案がある場合は、受け付けることとする。

（3）報告書作成業務

本事業を通して行った調査・分析等の結果に基づく課題の整理及びブランド戦略構築業務について、報告書を作成する。

5. 成果品

事業実施結果に関する報告書を、電子データ及び紙媒体（2部）で提出する。

6. 関係法令等の準拠

受注者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨等を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、基準、規定等を厳守し、最高の知識、知見を發揮して業務を遂行するものとする。

7. 再委託

本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、発注者の承諾を得なければならない。

8. 留意事項

- (1) 本業務内容には、目的を達成するために必要な作業を総合的に含むものとし、発注者が必要と認めた場合を除き、業務内容の軽微な変更に対する増額変更はしないものとする。
- (2) 作業中の事故、その他の損害については受注者の責任において処理するものとする。
- (3) 本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、指示を受けるものとする。